

## 潮来市地域公共交通活性化協議会規約

### (目的)

第1条 潮来市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を茨城県潮来市辻626番地潮来市役所内に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (協議会の委員)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 茨城県バス協会の代表又はその指名する者
- (2) 茨城県ハイヤー・タクシー協会の代表又はその指名する者
- (3) 旅客自動車運送事業者の代表及び関係団体代表
- (4) 関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
- (5) 茨城県公共交通担当部局
- (6) 茨城県公安委員会が指名する者
- (7) 道路管理者又はその指名する者
- (8) 商工観光に携わる者
- (9) 住民又は利用者の代表
- (10) 学識経験者
- (11) 市の職員
- (12) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、住民又は利用者の代表を一般公募した場合において、その公募がなかったとき又は少数のときは、適当と認める者をもって補うことができる。

### (役員)

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は、潮来市副市長をもって充てるものとし、副会長及び監事は、委員の互選によりこれ

を選任する。

3 会長、副会長及び監事は、これを相互に兼ねることはできない。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計監査を行い、結果を会長に報告するものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議ならびに会長及び副会長が欠けたときの会議は市長が招集する。

2 会議の議長は、副会長が務めるものとし、副会長が欠けたときは会長が務めるものとする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、説明等を求めることができる。

6 委員（会長である委員を除く。）は、やむを得ない事情のため会議に出席できない場合において、代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、当該代理人にその職務を行わせることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、潮来市総務部秘書政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用の弁償)

第15条 会議に出席した委員及び第7条第5項の規定により会議に出席した者は、報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者についてはこの限りでない。

- 2 前項の報酬及び費用の弁償の額は、潮来市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年潮来市条例第7号）に準ずる。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

## 附 則

この規約は、平成28年2月17日から施行する。